

エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取 実行委員会規約

(目的)

第1条 鳥取県には、自然の恵みを活かした豊かな「日本の地方文化」、「日本の心」を体感できる旅の素材が多く残されている。エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取（以下「大会」という。）の開催を契機に、地球を感じる旅、日本を感じる旅、ふるさと感じる旅としてのエコツーリズムを一層推進するとともに、大会の円滑な運営と大会開催の効果を広く地域に還元するために、実行委員会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取 実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の機運醸成、開催計画・準備及び開催に関すること。
- (2) その他大会に関し、必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる者で構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。監事は、会長から審査に付された会計事務を監査する。

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、総会において選出する。

- 2 役員、委員及び監事の任期は、本会が解散するまでとする。

(幹事会)

第7条 本会に幹事会を設けることができる。

- 2 幹事会は、本会の目的達成のため必要な調査、企画等を行う。
- 3 その他幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第8条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 4 総会は、会長が必要と認めるとき、又は委員から招集の請求があったとき、開催する。
- 5 総会は、全委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、大山・中海エコツアーリズム協議会が担う。

2 事務局は、前項の大山・中海エコツアーリズム協議会のほか、米子市、大山町、鳥取県などで構成する。

3 事務局は、本会の処務事務を行う。

4 事務局の主たる事務所は、鳥取県米子市角盤町1丁目55番2に置く。

5 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第10条 この規約は、総会において議決を得なければ変更することができない。

(会計)

第11条 本会の経費は、交付金、補助金、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、実行委員会の設置目的を達し、解散することとした場合は、同日をもって終了する。

3 エコツアーリズム国際大会準備委員会（平成23年8月10日設置）の会計は、本会の会計に引き継ぐこととする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年8月22日から施行する。